(19日発行)

し、履行できる国のこ

年ぶり、3度目のガイド だ。そのため、 を受けたものであること 集団的自衛権の行使容認 去と決定的に異なるのは ライン改定となるが、過 イン)が合意された。18 ための指針」(ガイドラ 会(2プラス2)が開か - 時から有事にいたるま 「新たな防衛協力の 自衛隊は

活動することが可能とな 通の国」となる。まさに 益に基づき防衛政策を立 閣僚の安全保障協議委員 ケリー米国務長官のいう 歴史的な転換点」であ この結果、日本は ニューヨークで4月27 、日米外務·防衛担当 グローバル(地球規 に米軍と一体化して 普通の国」とは国 8

> 政策に限定されていた。 的自衛権不行使の中での 億円)もの拠出金を出し のレートで1兆7000 1990年の湾岸戦争で たが、米国からはしてのの (戦闘後)しか行えなか 日本はこれまで、 自衛隊は機雷の掃海 130億元(当時

る。 等な同盟」として進化す は、米国の「矛」(ほ 共有できる状況となる。 略と戦術を自らの意志で を持ち、米国と対等に戦 で日本は独自の国家戦略 は、米英同盟なみの「対 これまでの日米同盟で このように日米同盟 対等な同盟」の下 自衛隊の「盾」

手する(左から)中谷元防 米国防長官-4月27日 共同記者会見を終え、握 衛相、岸田文雄外相、ケリ 米国務長官、カーター 自衛隊は軍隊ではなく、 などで海外に展開し、テ 自衛隊員が平和維持活動 なる。現行憲法下では、 の国会承認と憲法改正と 題は、 安全保障関連法案

世界を読む一歴史を作ったオバマ』(創成社)など。 政策)。フレッチャースクール外交政策研究所研究殖大学海外事情研究所所長。大阪大学博士(国際公共かわかみ・たかし 1955年、熊本県生まれ。拓 究官、北陸大学法学部教授などを経て現職。著書に 米軍の前方展開と日米同盟』(同文舘出版)、『アメリカ 見、世界平和研究所研究員、防衛庁防衛研究所主任研

1 a t e t o o

とである。

遅く、あまりにも貢献が ittle (あまりにも

集団的自衛権行使で例

衛にあたる。

で日本は軍事的貢献も可 能となる。 庇護下にあり、米国から 少ない)と揶揄された。 いわれ続けてきた。しか 日本は軍事的に米国の 「防衛ただ乗り」だと 今回のガイドライン 島などを念頭に、日米共 えば、 対処では沖縄県・尖閣諸 る。また、武力攻撃事態 的な船舶検査が可能とな 峡や南シナ海など海上交 同で島嶼(とうしょ)防 通路での機雷掃海、 東・ホルムズ海

より協力を進化させた日 ったが、今後は自衛隊が (たて)という分業であ した場合、 その国の捜査

を迫られる局面に入っ 対処するものとなる。 米共同作戦により有事へ で米国と「責任」を共有 し、具体的な行動、決断 安倍晋三政権の次の課 日本は今後、地球規模 を考えれば、憲法の改正 らねばならない。 る。それを回避するた 刑事裁判に服し処罰され や取り調べの対象となり となるのは間違いない。 正が次の安倍政権の課題 ることになろう。憲法改 ラインの施行に支障がで される。あらゆるケース る余裕がないことも想定 への委譲措置を事前にと 合、刑事管轄権の日本側 内において活動する場 め、自衛官が相手国領域 なくしては今回のガイド かし、事前承認をと